2006.10

【国内の PL 関連情報】

都市ガス各社が、安全対策として旧式ガス器具の買い替え促進へ

（2006年9月7日　日本経済新聞　他）

都市ガス事業者各社は、家庭で用いられている旧式のガス器具を対象に、安全対策の施された製品への買い替えを進めることとした。

主な対象製品は、家屋内に設置された、不完全燃焼防止装置のない風呂がまや湯沸かし器で、旧式の器具を下取りしたり、安全装置のついた器具を割安に販売するなどの措置をキャンペーン等を通じて、ユーザーに買い換えを促す。大手事業者では、これら安全対策のために、今後数年かけて1社あたり数十億円～100億円の費用を投じることとしている。

また、日本ガス協会加盟の全国211社も、安全装置のついていない旧式湯沸かし器の点検強化を行い、安全装置がついている機種への取り替えを促すなどの活動を行うこととしている。

ここがポイント

今回の各社の措置は、本年８月に経済産業省から公表された報告書「製品安全対策に係る総点検結果とりまとめ」を受けたもので、各社とも安全性確保を重視する姿勢を具体的に示すことで、ガス器具の安全性に対する消費者の不安を払拭することを意図しています。

今回の対策としては、屋内設置型のガス器具を、不完全燃焼防止装置のついた機種へ切り替えることに主眼が置かれています。この安全装置は不完全燃焼していることを炎の形で検知して消火するため、安全効果は高いものですが、これをもってしても全ての事故を防ぐことはできないため、より安全性を高めるためには、一酸化炭素警報器の設置や排気の確保などの追加対策を講じることも有効と思われます。

小型コピー機、発火の恐れのため全世界でリコールへ

（2006年9月13日　朝日新聞　他）

大手精密機械メーカーが製造したカートリッジ方式の小型コピー機に発煙・発火の恐れがあるとして、メーカーが該当製品の点検と一部部品の無償交換を行うと発表した。

対象となる製品は1987年から1997年にかけて製造・販売された製品のうち、国内の3機種及び海外の11機種で、製造時または修理時にコピー機内部の配線が間違って接続された場合、まれに発煙・発火の恐れがある。国内では、本年7月に兵庫県内の事業所で発火事故が発生した他、過去に2件の発煙事故も報告されており、米国でも6件の発煙・発火事故が報告されている。

ここがポイント

今回のリコール対象製品は国内では１４万台ですが、米国の８０万台を含め、全世界では１８７万台と極めて大規模なものとなっています。

事故の原因は定着器といわれる加熱部への電気コネクタの誤挿入であり、正しい差込位置からずれて外側の絶縁材と金属端子の間に差し込まれた端子の接触抵抗が経年酸化で上昇し、発煙・発火に至ることが事故後の調査で判明しています。

本件は作業者による差込みミスというヒューマンエラーが直接の原因ですが、その背景には間違った位置に挿入してあっても初期性能では検出できないという問題や、そもそも間違った位置に挿入できてしまうコネクタの設計仕様上の問題などが存在していることも考えられます。

米国でのある調査研究によれば、コネクタへの差込みのような単純作業は、２％程度のエラー率があり、差込み状態を目視でチェックする手順を決めても０．１％程度のエラー率が残るとされています。よって、エラーの検出が困難であり、エラーの結果が不安全になる可能性があれば、フールプルーフ設計によりヒューマンエラーの生じる余地を排除することが求められます。とりわけグローバルな規模で大量に製造・販売を行うようなケースであれば、使用言語や作業者のレベルも国によって異なるため、こうした設計上の対策に配慮していくことが重要であるといえます。

国民生活センターが乳幼児用いすの安全性をテスト

（2006年9月19日　産経新聞）

近時、乳幼児用のいすを使用していた子供の転倒・転落事故が多く報告されるようになったことから、国民生活センターが乳幼児用いすの安全性に関するテストを実施し、先般結果を公表した。

テスト対象とした製品は、ダイニングテーブル用として一般に多用される「ハイチェア」、高さ調節のできる「ハイローチェア」、背もたれを倒して新生児を寝かせることのできる「ラック付きハイローチェア」、テーブルに直接取り付けることのできる「テーブル取付式チェア」の4種類10銘柄。テストの結果は、

・ハイチェアではSG基準で定められた角度で傾斜させると転倒するものがある
・テーブル取付式チェアで、横方向に所定の荷重を加えるとテーブルから外れるものがある
・手や指をはさむ等でケガの恐れのあるすき間や穴がみられるものがある
・装飾部分からホルムアルデヒドが検出されるものがある

など、安全対策が十分とはいえない製品があることが明らかとなった。

本テスト結果を受け、同センターではメーカーや業界団体に対し改善要望を行うとともに、消費者に対しても、製品購入時の安全性チェックや、乳幼児の使用時における保護者の十分な監視・監督などにつき、注意を呼びかけている。

ここがポイント

今回のテストでは、主に、①転落・転倒、②手指の挟み込み・誤飲、③その他の危険性、④品質表示法、の４つの観点からテストがなされており、本文で述べたもの以外でも、「誤飲等の可能性のある部品がみられるものがある」、「前方への転落防止用のガードがないものがある」、「乳幼児がダイニングテーブルを蹴ると、本人の体重よりも小さい荷重で転倒する可能性のあるものがある」などの指摘がなされています。

乳幼児用のイスについては、製品安全協会の定めるＳＧマーク認定基準が種類ごとに存在しています。同基準はあくまで安全性を確保する上での任意の基準ですが、企業としては、同基準で定める要求事項をクリアするだけにとどまらず、乳幼児の誤使用の可能性を広範に設定した上で、これら誤使用を前提としたリスクアセスメントを行い、安全設計に反映させていくことが大切です。

【海外の PL 関連情報】

自動車の欠陥を巡るPL訴訟で、被告メーカーが証拠として提示したビデオが不採用となる

米国陸軍の少佐を含む2名が乗る大型乗用車が、サウジアラビアの米軍基地に戻る途中、高速道路のカーブでコントロールを失い、道路脇の車止めブロックに激突・横転し、助手席側の屋根が大破した。搭乗していた2人はともにシートベルトをしていたが、後部座席に座っていた少佐は前席の助手席まで飛ばされ、首の負傷により、四肢麻痺の障害を負った。

少佐とその家族は、車の屋根に設計上の欠陥があったとして、自動車メーカーを相手取り、損害賠償を求めて連邦地裁に訴訟を提起した。

原告側の専門家は、「助手席側の屋根が大きくつぶれており、コストダウンのためにメーカーは屋根部分の鉄板の厚さを薄くした」と証言した。

一方、メーカーは「より強固な屋根であっても被害者の身体は守れなかった。車の横転により、原告は、自然に屋根に向かって滑り落ちたために負傷した」と主張した。メーカーはこの主張の拠り所として、1980年代初めに行われた他社の一連の実験、及び2000年から2001年にかけて自社で行った横転防止装置付の車両を使った実験の、2つの衝突実験に関する映像を証拠として提出した。どちらの実験も高速度カメラによるスローモーション映像で、横転の自動車とダミー人形の詳細な動きが記録されているものであった。

連邦地裁は、被告メーカーの専門家がこれらの実験結果について証言することを許可したが、実験の映像や画像そのものについては、「係争中の事案とほぼ同様の条件下で行われていない」という理由で採用を許可しなかった。結果として、陪審は車に設計上の欠陥を認め、約9百万ドルの評決を下した。

メーカーは、実験の映像や画像を不採用とした1審の判断を不服として控訴した。控訴審において、裁判所は、

〇証拠は陪審に誤解を生じさせるものであってはならない。

〇被告メーカーが提出した映像は、「屋根の構造を変更しなくとも、横転事故では頭や首を負傷する可能性がある」という一般論を示すものにすぎない。

〇陪審に誤解を与えることなく抽象的な原則のみを解説するには、証拠とされた映像は現在係争中の事案に類似しすぎており、こうした映像を見せられた陪審員が混乱し、陪審の判断に必要以上に強い影響を与えることが懸念される。

と述べ、「この映像が陪審に与える恐れのある偏った影響を考えれば、ビデオ映像や画像を証拠として認めなかった1審の判断は適切であった。」として、1審の評決を支持した。

ここがポイント

米国ＰＬ訴訟においては、事実認定及び損害賠償額の認定は、一般市民から無作為に抽出された陪審員が行います。陪審員は、ＰＬ訴訟の対象となった製品に関する高度な専門知識を有しているわけではないため、原告・被告ともに、陪審員に対して自らの主張をいかに分かりやすく示し、納得を得るかが重要であり、その意味で、証拠として画像・映像を活用することは有効な手段であるといえます。

しかしながら、一般的な実験結果にせよ、事故後の再現実験結果にせよ、その前提となる条件が事故時と異なれば、証拠としての客観性を欠くことになりかねません。企業としては、自社の主張を裏付けるために収集した各種の資料について、当該事案に関する証明としての客観性が確保されているかを１つ１つ吟味し、証拠採用の可能性を検討した上で、訴訟戦略を立案することが得策です。

欧州委員会がPL指令に関する第三次報告書を発行

９月１４日、欧州委員会は製造物責任に関するEC指令（欧州PL指令）にかかわる第三次報告書を発行し、同報告書において、製造物責任法制に関する現行制度の変更は必要なしと結論付けた。

１９８５年に欧州委員会閣僚理事会で採択された欧州PL指令については、同指令２１条の規定に従い、５年ごとの見直しが義務づけられており、今回の報告は２００１年に発行された第二次報告書以来のものとなる。

同報告書では、主に以下の点について言及がなされている。

1. 指令は順調に機能しており、現時点、閣僚理事会へ改正のための提案を出す必要はない。
2. 指令は各国にわたり常識的な程度の消費者保護と製造業者保護を提供しており、両者の利益均衡は保たれており、指令改正を求めるまとまった意見もない。
3. 「開発危険の抗弁」（注）については、引き続き指令の中で採用すべきである。
4. 以下の各点については裁判所によって解釈が異なっており，今後の課題として認識する必要がある。
   - ・立証責任（第４条）
   - ・欠陥概念（第６条）
   - ・開発危険の抗弁（第７条第e項）
   - ・物的損害に関する５００ユーロの免責額（第９条第b項）

欧州委員会では、今後の課題を中心に２００７年中をメドに各界からの意見を聴取し、次回の報告へつなげていきたいとしている。

（注）開発危険の抗弁

> 製品に危険があった場合でも、それが流通に置かれた時点の最高レベルでの科学的及び技術的な知見では欠陥の発見が不可能であったことを証明した場合、製造者の責任を免除するという法的抗弁。
> 欧州PL指令では、開発危険の抗弁の採用をオプションとし、フィンランドとルクセンブルグが不採用としている。わが国の製造物責任法では第４条第１項にて、開発危険の抗弁を認めている。

ここがポイント

ＥＵ各国に対し、共通の基準による製造物責任制度の国内法制化を課している欧州ＰＬ指令は、１９８５年に発行されて以来、各国での採用が進み、１９９８年のフランスでの採用を最後に各国での法制化は完了しています。

この間、英国の狂牛病事件の発生により、当初オプション規定として

採用していた「製造物の範囲に関する規定（第一次農産物や狩猟物を製造物として含める）」についてオプションから外すとの修正が１９９９年に行われましたが、基本的には現行制度を根本的に変更する修正はなされず、今回の第三次報告書でも、「変更の必要はない」との結論が示されました。なお、開発危険の抗弁については、前回の報告で今後の課題対象とされたことから、今回の報告書で個別に言及がなされたものです。

前回の報告以降、フランスやデンマークなど一部の加盟国において、指令の内容よりも消費者保護を手厚くする方向で国内法を改正しようとする動きも見られた中、今回の報告の内容は、産業界にとっては評価できる内容といえます。

しかしながら、今回の報告書で指摘がなされているように、条文によっては各国の司法で解釈の違いが生じており、この点について、今後、欧州委員会がどのような判断をしていくかについては注目しておくことが必要です。また、ＰＬ指令のほか、一般製品安全指令を踏まえた製品安全法制や消費者保護法制の充実化により、企業責任の厳格化が進むことも想定されるため、企業としては、これら法制度の動向についても注視していくことが肝要となります。

■株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。

PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　法務・環境部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 2006 by InterRisk Research Institute & Consulting, Inc.
本資料の全部または一部の複写・転写等に関しましては、お手数ながら
㈱インターリスク総研（03-3259-4283）まで事前にご照会下さい。

〈お問い合わせはこちらまで〉